



岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画

【第 1 期計画】

令和 2 年●月

岸和田市・岸和田市教育委員会

目 次

1. 計画の位置付け	1
2. 再編の必要性	1
3. 実施方策	2
(1) 認定こども園の種類、規模、設置・運営主体、配置	2
(2) 新たな認定こども園の設置場所の選定	3
(3) 法人の選定	3
4. 計画の期間・スケジュール	4
(1) 計画の期間	4
(2) 再編対象となる施設及び在園児への対応	4
5. 再編対象箇所	6
(1) 候補地	6
6. 再編に伴う対応	8
(1) 市立幼稚園の通園区	8
(2) 在園児への具体的な対応	8
7. 計画の進め方	9

1. 計画の位置付け

本市では今後の児童数の動向や待機児童の状況を踏まえ、本市の未来を担っていく子どもたちにより良質な教育・保育環境を提供することを目的に「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針（以下「再編方針」という。）」を策定し、市立幼稚園と保育所の再編を順次進めて行くこととしました。

本計画は、再編方針に記されている「（仮称）岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画」に該当するもので、市立幼稚園及び保育所の再編を行うにあたっての実施方策、計画の期間、再編対象となる施設等の内容を具体的に示すものです。

2. 再編の必要性

就学前施設を取り巻く現状と課題は以下のとおりです。

①就学前児童の減少

本市の0歳から5歳の人口は、昭和50年に19,671人のピークを迎えました。その後は全体的に減少傾向にあり、直近の平成27年には9,724人となり、ピーク時の半分以下になっており、今後も人口の減が見込まれています。

②共働き世帯率の上昇

本市では子どもがいる共働き世帯の割合が増加しています。0歳から5歳の子どもがいる世帯に限定すると、平成27年の直近値で昭和60年と比べると、15%以上増加し、50%に近づくものとなっています。

③保育施設の待機児童の発生

本市の就学前児童の人口は減少傾向にありますが、保育施設の入所申込者数は少しずつ増加しています。

就学前児童の保育施設への入所申込者数は毎年約4,400人（平成26年～平成30年の平均）ですが、入所できている児童は約4,100人で毎年約300人の児童が入所できておらず、早急な対応が求められています。

※保育施設の待機児童数（保育の必要性が認められ、認可保育施設への入所を希望しながらも入所できていない児童。ただし、保護者が特定の保育所等を希望し保育所等に入れない子どもやきょうだい同時入所等の条件を付している場合などは「待機児童」に含まれません。）は、約20人から40人（平成26年～平成30年）の間で推移しています。

④幼稚園の就園率の低下（定員割れの発生）

本市では市立幼稚園が 23 園ありますが、就園率の低下（定員割れ）が生じており、特に 4 歳～5 歳児においては定員の 60.2%と大幅な定員割れが生じています。個々の施設でみた場合には 30 人以下の幼稚園が 9 園あり、そのうち 2 園が 10 人以下となっています。集団での教育効果（社会性、人間関係の構築等）を得る上で望ましい園児数の確保が必要です。

⑤就学前施設の老朽化

本市の就学前施設の多くが建築後 40 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替えを検討する必要があります。

以上のように、本市においては市立幼稚園の施設老朽化と大幅な定員割れが続いていることへの対応が課題となっている一方、保育施設に入れない児童の増加への対応が強く求められています。市民の皆さんにより良い子育て環境を提供するために、市立幼稚園と保育所の再編に着手します。

3. 実施方策

再編方針では以下の考え方を基本に市立幼稚園及び保育所の再編を進めることとしており、本計画においてもこの考え方を踏まえて個別の再編を進めます。

- ① 市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編
- ② 民間事業者の積極的な導入
- ③ “地域（3 次生活圏）”を単位に再編を検討
- ④ 民間園との連携・協力体制を強化

(1) 認定こども園の種類、規模、設置・運営主体、配置

- ① 再編により新たに設置する認定こども園は、国において教育・保育要領が改訂され、認定こども園での教育が保障されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を提供する、幼保連携型認定こども園（以下「新たな認定こども園」という。）とします。
- ② 新たな認定こども園の規模については、市内で既に設置されている認定こども園の実績等を踏まえ、1 園あたりの定員は 100 人から 200 人までとし、再編対象となる施設の規模や既存の就学前施設に応じて柔軟に対応します。
- ③ 新たな認定こども園の設置・運営主体は、営利を目的とせず、積極的に公益を図る社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）とします。

- ④ 新たな認定こども園の設置にあたっては、地域（3次生活圏）を考慮し、まずは各地域（3次生活圏）に1園の開設を目指します。

(2) 新たな認定こども園の設置場所の選定

待機児童や幼稚園の小規模化、施設の老朽化といった本市の課題を解決するために、以下の4つの客観的な指標に基づいて新たな認定こども園の設置場所の選定を行いました。

指 標	内 容
待 機 児 童	慢性的に待機児童が発生しているか。新たな認定こども園を設置することにより、慢性的に発生している待機児童の解消が図られるか。
適 正 規 模	集団での教育効果（社会性、人間関係の構築等）を得るための適正規模・集団規模が確保できているか。新たな認定こども園を設置することにより、適正規模・集団規模が確保できるか。
施設の集約	施設の建築年数から見て、施設・設備の老朽化が進行しているか。新たな認定こども園を設置することにより、老朽施設・設備の解消に寄与するか。
周 辺 状 況	事業を進めるにあたって、取り組みやすい状況（敷地面積、土地の形状等）が確保できているか。

(3) 法人の選定

① 公募型事業提案方式（プロポーザル方式）の採用

今回の再編にあたっては、本市が求める教育・保育に連携して取り組める法人を選定することが可能な公募型事業提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

具体的には、新たな場所で幼保連携型認定こども園を設置・運営する法人を広く募るものです。法人は、自らの教育・保育理念や認定こども園の運営体制等について事業提案を行い、その事業提案の内容に基づき、法人を決定します。

公募型事業提案方式を採用することにより、法人の教育・保育理念に基づいた特色ある教育・保育内容を提供いただくことが可能です。

② 公募条件の設定

法人の募集にあたっては、新たな認定こども園ごとに募集要項を作成し、広く募集します。公募条件の設定にあたっては、より多くの法人が参入できるよう努めます。

認定こども園等を開設する場合、多くの法人が敷地の確保に苦慮している現状があることから、本市の課題（待機児童、適正規模、施設の集約）に迅速に対応

するため、本計画においては、市の所有する土地（市有地）を活用し、新たな認定こども園の設置を進めます。

また、地域の就学前施設に入園を希望する全ての児童の受皿となれるよう、支援を必要とする児童の受入れを公募条件とします。

③ 法人の選考方法

選考過程における公平性や透明性を確保するため、教育・保育に識見のある外部有識者で構成する「岸和田市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会（以下「選定等委員会）」という。」を設置し、選定等委員会での審査結果を踏まえ、最終的に市が事業を実施する法人を決定します。

4. 計画の期間・スケジュール

(1) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和4年度までを計画期間（事業着手から新たな認定こども園の開園まで）とします。

なお、本市の課題（待機児童、適正規模、施設の集約）に迅速に対応するため、再編の条件が整った地域から年次的に整備を進めます。

第1期 市立幼稚園及び保育所の再編スケジュール(令和4年度開設)

	令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
令和4年度開設	個別計画策定	保護者・地元説明会	事業者募集・選定		園児募集			新設こども園開園								
				新施設建設・開設準備												

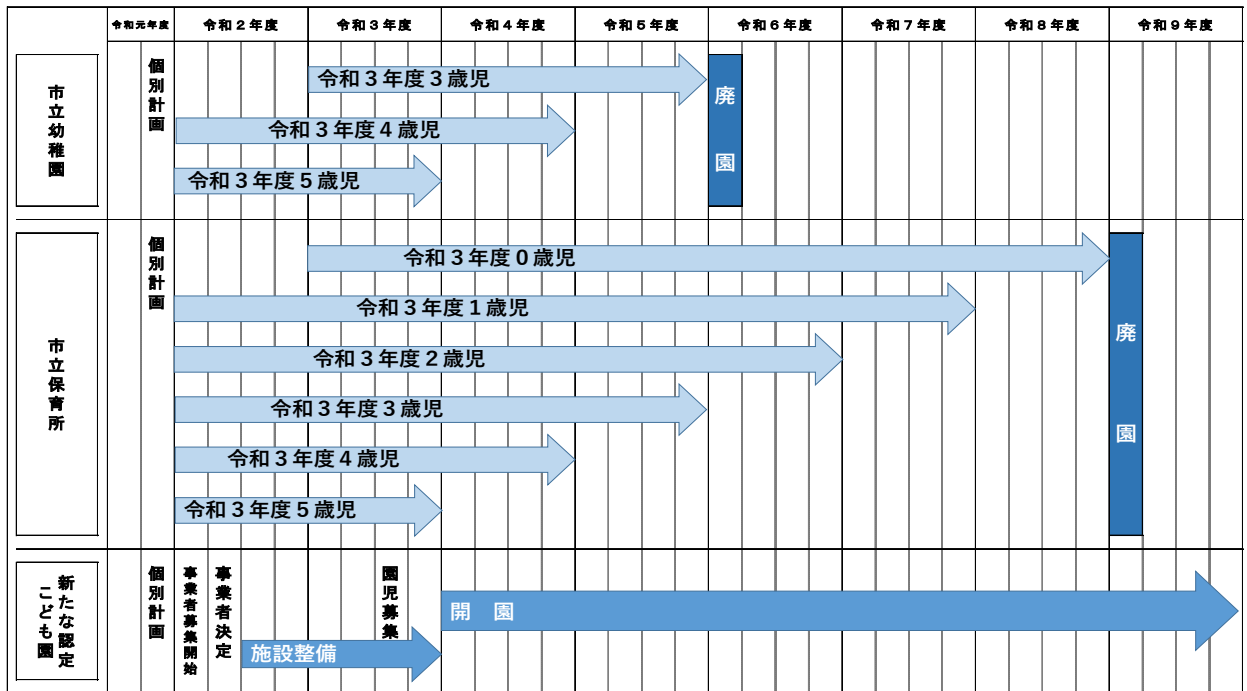
※ 説明会や事業者募集・選定の時期は、現時点での想定であり今後変更する可能性があります。

(2) 再編対象となる施設及び在園児への対応

再編対象となる施設については、新たに設置される認定こども園の開設にあわせて、新規に入所（園）する児童の募集を停止しますが、在園児が卒園するまでは廃園しないこととします。

なお、近隣の待機児童の状況等によって、必要と判断される場合は、市立施設の廃園の時期変更や廃園までの児童の受入れについて、柔軟に対応することも検討します。

市立幼稚園及び保育所の再編に伴う在園児童への対応のイメージ



※令和4年度に新たな認定こども園を開設する場合を想定しています。開設された年度以降、再編対象となる施設では新たな児童の募集を停止します。

5. 再編対象箇所

(1) 候補地

本計画において新たな認定こども園を設置する候補地については、4つの指標に基づく評価の結果、以下の3か所のとおりです。今後、募集要項を作成し、広く公募を行います。

	所在地	所有の形態	付近の状況 (R1.7時点)	想定する 定員	再編対象と なる施設	着手年度	主な 選定理由
	圏域	敷地面積				開設年度	
① 大宮保育所隣接地	加守町4丁目	市有地		180～ 200名	大宮保育所 大宮幼稚園	令和2年度	①待機児童の多い地域で、その解消に寄与する。②老朽化した施設の集約に寄与する。③保育所用地として購入した土地であることに加え、既存施設の隣接地で事業を進めやすい。
	都市中核	約2,000㎡				令和4年度	
② 旧春木体育館跡地	春木泉町	市有地		100～ 120名	春木保育所	令和2年度	①老朽施設の解消に寄与する。②既に更地（空地）のため直ぐに着手可能であることに加え、既存施設の隣接地で事業を進めやすい。
	岸和田北部	約1,500㎡				令和4年度	
③ 徳松・コロベ池埋立地	作才町・土生町	市有地		150～ 180名	※開設後、近隣の待機児童数や在園児数の状況を見て再編する。	令和2年度	①待機児童の多い地域で、その解消に寄与する。②周辺が空地のため事業を進めやすい。
	葛城の谷 岸和田中部	約2,200㎡				令和4年度	

※ 今後、他の地域（3次生活圏）についても、候補地の検討を引き続き行います。



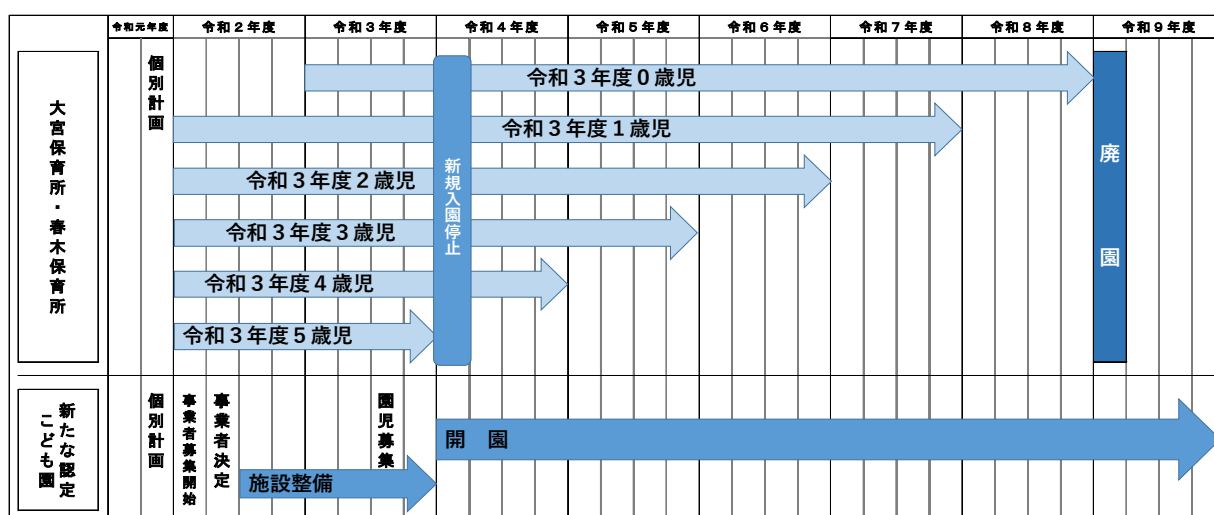
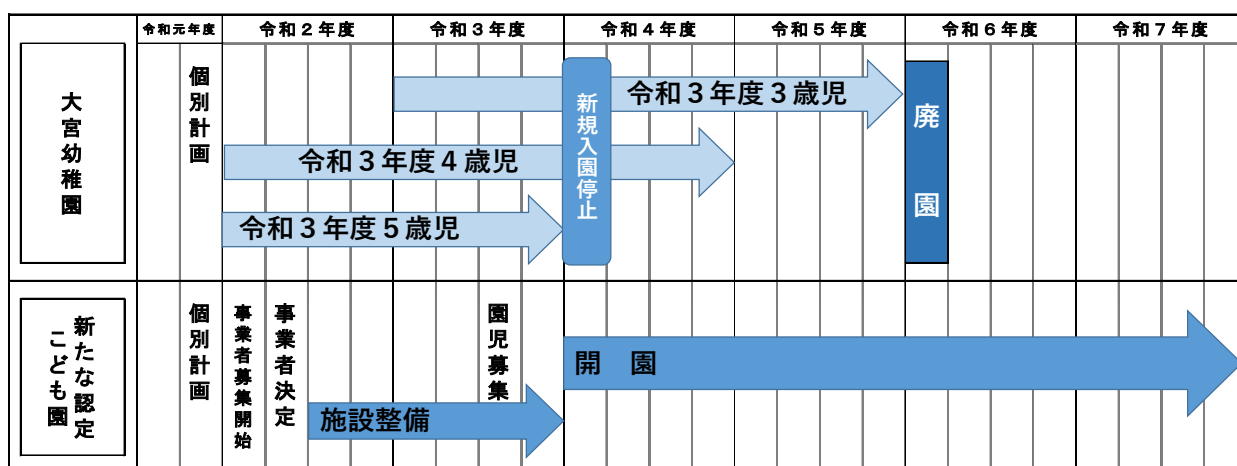
6. 再編に伴う対応

(1) 市立幼稚園の通園区

今回の再編にあたり、大宮小学校区に居住する園児が新たな認定こども園が開園する年度以降に市立幼稚園の入園を希望する場合は、他のいずれの市立幼稚園でも入園することができるようにします。ただし小学校入学時は、住所地の校区の小学校に入学していただくことになります。

(2) 在園児への具体的な対応

再編により廃園となる市立幼稚園と保育所の在園児への具体的な対応については、以下のとおりです。



7. 計画の進め方

計画の実施にあたっては、該当する地域の市民、再編の対象になる施設の保護者に丁寧な説明を行います。

市立施設につきましては、当面、民間園と共存を図り、社会情勢の変化への対応をはじめ、認定こども園化及び民間活力の導入状況の効果検証を行いながら、引き続き市立施設のあり方について検討します。

なお効果検証は、新たな認定こども園及び近隣施設の在園児数、地域の保育ニーズ、新たな認定こども園の保護者を対象にしたアンケートや新たな認定こども園に対する第三者評価等をもとにした選定等委員会の意見を踏まえ、市が実施します。